

議案第86号 令和5年度習志野市一般会計補正予算（第6号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	733億5,696万円
	補正額	14億6,854万7千円
	補正後	748億2,550万7千円

- （歳出概要）・住民税非課税世帯生活支援給付金（追加分）支給事業
- ・介護サービス事業者支援事業
 - ・障害福祉サービス事業者支援事業
 - ・新生活スタート応援臨時給付金支給事業
 - ・議員報酬及び手当等
 - ・給与改定及び決算調整による人件費

議案第87号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、戸籍法の規定に基づく戸籍証明書等の広域交付※¹等の手数料を、政令と同額で新設するものです。

※1 本籍地以外の市区町村の窓口でも、電算化された戸籍に係る戸籍（除籍）証明書を請求できるようになります。欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、一か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

項目	手数料	
戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号※ ² の交付手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
除籍証明書の交付手数料	1通につき	750円
除籍電子証明書提供用識別符号※ ² の交付手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき	350円
届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円

※2 戸籍（除籍）電子証明書（電子的に戸籍（除籍）情報を証明したもの）を確認するために必要となる符号で、戸籍（除籍）証明書等の添付の代わりとなるものです。

（施行期日）

令和6年3月1日から施行します。

議案第88号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.4月から0.1月分引き上げ、年間4.5月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.2月	2.3月 (現行2.2月)
令和6年度 以後	2.25月 (現行2.2月)	2.25月 (改正前2.3月)

（施行期日等）

令和5年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用します。

令和6年度以後の期末手当については、令和6年4月1日から施行します。

議案第89号 習志野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.4月から0.1月分引き上げ、年間4.5月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.2月	2.3月 (現行2.2月)
令和6年度 以後	2.25月 (現行2.2月)	2.25月 (改正前2.3月)

（施行期日等）

令和5年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用します。

令和6年度以後の期末手当については、令和6年4月1日から施行します。

議案第90号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正するものです。

(1) 給料月額を増額改定します。

ア 行政職給料表平均改定率 0.9%

イ 初任給（月額）

区 分	改正前	改正後
大学卒	19万1,700円	20万2,400円
短大卒	17万2,600円	18万4,600円
高校卒	15万8,900円	17万 900円

(2) 期末手当及び勤勉手当を次のとおり引き上げます。

ア 期末手当を年間2.4月から0.05月分引き上げ、年間2.45月（定年
前再任用短時間勤務職員※¹にあっては年間1.35月から0.025月分引
き上げ1.375月分、会計年度任用職員にあっては0.05月分引き上
げ2.6月分）とします。

イ 勤勉手当を年間2.0月から0.05月分引き上げ、年間2.05月（定年
前再任用短時間勤務職員※¹にあっては、年間0.95月から0.025月分
引き上げ、0.975月分）とします。

区分	対象年度		6月期	12月期
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員※ ¹ 以 外 の 職 員	本年度	期末手当	1.2月	1.25月 (現行1.2月)
		勤勉手当	1.0月	1.05月 (現行1.0月)
	令和6年度 以後	期末手当	1.225月 (現行1.2月)	1.225月 (改正前1.25月)
		勤勉手当	1.025月 (現行1.0月)	1.025月 (改正前1.05月)
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員※ ¹	本年度	期末手当	0.675月	0.7月 (現行0.675月)
		勤勉手当	0.475月	0.5月 (現行0.475月)
	令和6年度 以後	期末手当	0.6875月 (現行0.675月)	0.6875月 (改正前0.7月)
		勤勉手当	0.4875月 (現行0.475月)	0.4875月 (改正前0.5月)

※1 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

- 2 新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置付けが5類感染症に変更されたことにより、人事院規則に定められた防疫等作業手当の特例に関する規定が改正されたことに伴い、防疫等作業手当の特例規定を次のように改正するものです。

区分	改正前	改正後
支給要件	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者がいる区域又はいた区域その他の市長が別に定める区域において、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を守るために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したとき	特定新型インフルエンザ等（政府対策本部が設置されたもので、市長が別に定めるもの）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したとき
支給額	1日当たり3,000円 （新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、1日当たり4,000円）	1日当たり1,500円以内※ ² （緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合は、1日当たり4,000円以内※ ² ）

※2 支給額は、上記の範囲内で作業に応じて規則で定める額（施行期日等）

1（1）については、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。
ただし、会計年度任用職員については同年12月1日から適用します。

1（2）のうち令和5年度の期末手当及び勤勉手当については、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用します。

1（2）のうち令和6年度以後の期末手当及び勤勉手当については、令和6年4月1日から施行します。

2については、公布の日から施行します。

議案第91号 習志野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「地方自治法」の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることになったことに伴い、改正するものです。

令和6年度から、会計年度任用職員に対して次のように特別給を支給します。

区分	期末手当	勤勉手当	合計
支給月数	2.45月※	2.05月※	4.50月※

※ 議案第90号により習志野市一般職の職員の給与に関する条例が改正された場合

（施行期日）

令和6年4月1日から施行します。